

第54回（平成30年2月14日）

○的井総務課長 それでは、定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は、手塚委員、加藤委員、大滝委員が御欠席です。

また、本日、大島専門委員、麻田専門委員、成川専門委員に御出席いただいております。麻田専門委員と成川専門委員におかれましては、委員会に初めての御出席となりますので、私から簡単に紹介させていただきまして、その後、御挨拶を賜りたいと存じます。

麻田専門委員は三井物産株式会社で、成川専門委員は株式会社みずほ銀行で、それぞれ長年にわたって国際渉外案件に携わられてきた御経験をお持ちでございます。また、個人情報を取り扱う民間企業のビジネスの実情にも精通されていらっしゃると思います。現在、専門委員として、海外の個人情報保護制度あるいは執行状況等の専門事項について調査いただいているところでございます。

それでは、麻田専門委員と成川専門委員から御挨拶をいただきたいと存じます。

まず、麻田専門委員、お願いいたします。

○麻田専門委員 ただいま御紹介にあずかりました、麻田と申します。どうぞお見知りおきをよろしく願いいたします。

○的井総務課長 ありがとうございます。

続きまして、成川専門委員、よろしく願いいたします。

○成川専門委員 成川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

9月から専門委員に就任いたしております。私は3度にわたってドイツに駐在しております。私がいましたときにEUが大変進化いたしまして、それから、ベルリンの壁が崩壊いたしまして、ドイツが統合して、ユーロが導入されたというときに現地におりました。EUとは深い関係を持ちながら仕事をしてまいりました。どうぞよろしく願いいたします。

○的井総務課長 ありがとうございます。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいま御挨拶いただきました麻田専門委員、成川専門委員は、総務課長からも紹介がありましたように、大島専門委員と同様に、国際関係の専門事項について調査を行っていただいておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから第54回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は2つです。

議題1、EU加盟国のデータ保護機関との対話・調査結果につきまして、麻田専門委員、成川専門委員、大島専門委員からそれぞれ説明をお願いします。

○麻田専門委員 それでは、私、麻田のほうから御説明させていただきます。

大島専門委員、成川専門委員、私で分担いたしまして、EU加盟国のデータ保護機関、すなわちDPAを訪問いたしました。対話及び調査結果の概要につきまして、私から説明させていただきます。

まず、日本とEUの間の個人データの移転につきましては、欧州委員会と本年第一四半期に相互認証について最終合意することを目指しまして、今、対話を行っておるところであります。我が国からのEU指定に向けまして、EU加盟国のDPA等と面談を行っております。我が国の個人情報保護制度や当委員会における執行状況について説明するとともに、訪問国における個人情報保護への取組につきまして、現在、情報収集を行っておるところでございます。昨年6月の大島専門委員による調査報告以降、これまで17カ国のDPA等と面談、調査を行いました。また、英国につきましては、制度を所管するデジタル・文化・メディア・スポーツ省というものがございまして、ここも当委員会を来訪されまして面談を行いました。いずれのDPAも独立機関であり、当委員会の活動を歓迎し、好意的に迎えていただきました。また、日本とEU間の相互認証について、高く評価しておりました。

各国の状況に関しましては、お手元にある資料のとおりですが、簡単に御紹介させていただきます。

まず、各国DPAの体制といたしましては、独立性について、いずれのDPAも権限行使、予算、人事などの点におきまして、我が国と同等の独立性を有していることがわかりました。業務につきまして、個人情報保護に関する業務に加えまして、情報公開に関する業務をあわせて行っているというDPA、例えば、ハンガリー、スロベニア、マルタがこの資料に記載してありますが、こういうDPAも幾つかありました。

監督活動といたしましては、執行について、各国とも制度上は指導、助言、勧告を経ずに命令をいきなり行うことが可能にはなっておりますが、実態としては、直ちに命令や課徴金を課すということはずらずに、先ほどの指導、助言、勧告などを段階的に行っており、運用の考え方については当委員会とそれほど差異がないということが確認できました。

GDPRに向けた準備といたしましては、施行が迫っているということもあり、いずれのDPAも、DPAの体制整備として人員、予算の増強、法改正やガイドラインの整備、事業者への説明に懸命に取り組んでおられるという印象を受けました。特に人員につきましては、このフィールドでは専門知識を持つ人材が不足しているということを皆さんおっしゃっておられ、民間企業と獲得競争になって大変苦勞なさっているという声もございました。

英国につきましては、EU離脱という背景も今はございまして、日本との関係を強化したいという強いメッセージを感じました。まずは当然のことですが、英国・EU間の交渉が最優先となるとは思いますが、EU離脱後も日英間のデータ移転は非常に重要であると捉え、日英間の相互認証に向けた対話を行うことにつき、非常に前向きな姿勢でした。また、現在の日本・EU間の交渉は双方の法制度の理解につながるため、EU離脱後の日英間の相互認証に向けた対話にも資するという見解が示されました。

私からの報告は以上とさせていただきます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

○成川専門委員 続きまして、成川のほうから報告させていただきます。

GDPRに対する印象でございますが、いずれの国の事業者からも高額な制裁金への懸念が強く示されているということでございます。これは日本でも同様かと思えます。しかし、EUのDPAによりますと、GDPRはリスクベースのアプローチをとっておりまして、対応のレベルはリスクによって異なっているということ、また、重要なのはデータ主体への説明責任を果たすということで、その点を事業者には理解させるように努めていくということでございます。我が国の事業者においても、その点を意識して対応していく必要があるものと感じたわけでございます。また、EUのDPAは、GDPR施行後も、従前どおり違反により直ちに罰則を科すのではなくて、まずは指導や助言で対応することを検討しておりまして、それでもなお改善されない場合には罰則が科されるという段階的な措置をとることを予定しておりまして、この点も周知を行っていく必要があると感じております。

以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

○大島専門委員 大島でございます。

調査を始めました昨年2月ごろは日本・EU間の相互認証について知らない、熟知していないDPAが多かったということでございますけれども、最近では認識しているDPAもあり、応援するといった心強い言葉をかけてくれているところもあるような次第です。地道な欧州委員会との対話あるいは28カ国訪問の成果が感じられたと思っております。

今般、欧州委員会から、相互認証におけるEUの範囲について、欧州経済領域協定に基づきアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含むこととしたい旨申越しがあつたことに伴いまして、個人情報保護法第24条に基づき当委員会がEUを指定する際にも同様に勘案することになります。

お手元に配られております資料に載せていないこれらの3カ国につきましては、今後、速やかに調査を進めることとし、調査が終了次第、また改めて再度報告を行いたいと思っております。

引き続き、当委員会では、欧州各国のDPAや制度について調査を進めるとともに、欧州委員会司法総局や各国DPAとの対話を深めまして、さまざまな機会を捉えて意見交換、情報共有を行ってまいりたいというところになります。

以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

嶋田委員。

○嶋田委員 まずもちまして、昨年から28カ国にわたり3名の専門委員の皆様方に調査をしていただきましたこと、深く感謝いたしたいと思えます。それから、法第24条に基づくEUの指定に向けて、28カ国の実態を非常に細かく把握できた上に、逆に日本の状況もフ

フェイス・トゥー・フェイスでお伝えいただけたこと、また、GDPRに関して我が国がどのような対応をすべきかというヒントもいただけたということで、大変有意義な成果になったのではないかと思います。

先ほど大島専門委員もおっしゃっていましたが、3カ国追加となったということで、さらにこれらの国々についても、短期間になると思いますけれども、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

○堀部委員長 丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 今、嶋田委員が申し上げたように、実態調査、本当にお疲れさまでございました。実態調査、フェイス・トゥー・フェイスで意見交換、情報交換をすることによって実情を知ることでもできて、非常に大きな成果だと私も思います。今回の調査を経て、28カ国のデータ保護機関と我々との協力関係が構築できたことも大変有意義なことだと思います。

日本とEUの間の個人データ移転の枠組みの構築が実現した後も、データ保護機関と我々との関係は、引き続き連携・協力を行っていかなければいけないという立場にあり、その必要がありますので、その関係を、今回の調査を一種の弾みとしてさらに深めていければと思っております。

以上です。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 今、2名の委員の先生がおっしゃいましたように、本当にお疲れさまでございました。昨年7月から本当に短期間でこれだけ見える化されてきたというのは、大変な成果だと思います。双方のコミュニケーションも進んできておりますし、ますます日本のプレゼンスの向上に役立っているのではないかと思います。

今回の調査で確認できましたGDPRに対するEUのデータ保護機関の考え方等につきましては、国内の事業者にとりまして非常に貴重な情報になりますので、引き続きこういった情報発信を細かくしていければと思っております。引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

現在、欧州委員会とダイアログを続けてきているところでありますけれども、欧州委員会は十分性認定をすることになりますので、その手続の中でEU加盟国のデータ保護機関が意見を言うこともできるわけでありまして、こういう形でそれぞれのデータ保護機関を訪問していただいて、意見交換、資料の収集をしていただいたということは、協力関係を強固なものにしていく上でも大きな意味があったと思いますし、また、その必要性があります。今後も国際会議等がありますので、その場も利用して協力関係の強化に努めていきたいと思ひます。

なお、個人的な経験でいいますと、この28カ国のほとんどのところの法律は何らかの形

で見たことがありますし、かなり長い期間にわたっておりますけれども、3分の1ぐらいのDPAは訪ねて意見交換をしたことがあります。また、国際会議の場でそれぞれのDPAの委員長、コミッショナー、そのスタッフと意見交換をする機会はこれまでも随分ありました。今回ここに示していただいたような形で最近の状況が明らかになりましたことは、情報を更にアップデートすることになりますし、大変重要な意味を持っております。今後も引き続きよろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

次に、議題2に移らせていただきます。先ほど各委員からもお話がありましたが、今度は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）に関する案につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 これまでの欧州委員会との累次の対話を踏まえ、先日御審議いただきましたガイドラインの方向性に基づき、お配りしておりますとおり、ガイドライン案を取りまとめましたので、本日御説明させていただきます。

まず、1つ目の資料は、ガイドライン案の概要を説明したものとなります。

「1. 策定の趣旨」でございますが、既に御案内のとおり、本ガイドライン案は、日EU相互の制度間の関連する相違点に対処するため、法令改正を行わない形での解決策として策定されたものとなります。本ガイドライン案は、事業者による個人情報の適正な取扱いの確保及び事業者による措置の適切かつ有効な実施の確保の観点から、EU域内から充分性認定による移転を受けた個人データの取扱いについて、最低限遵守すべき規律を示しております。

「2. 概要」につきましては、先日御審議いただきましたガイドラインの方向性の内容とおおむね同様でございますので、説明は割愛させていただきます、ガイドライン案本体を説明させていただきます。

お配りしておりますガイドライン案本体を御覧ください。

まず、表題でございます。（EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）として、本ガイドライン案がEUから充分性認定により移転を受けた個人データに対象を限定していることを明確化させていただいております。

ページをおめくりください。目次でございます。今回は、EUから充分性認定により移転を受けた個人データという限定された個人データの取扱いということもあり、求められる規律のみを示したコンパクトな構成としております。各事業者に求められる具体的な規律については1ページ目以降でお示ししておりますが、本ガイドライン案は先日御審議いただきましたガイドラインの方向性に基づき、ここに挙げております5項目について具体的に文章化したものとなります。それでは、各項目の求められる規律の内容について具体的に説明させていただきます。

1ページ目を御覧ください。要配慮個人情報について、求められる規律を御説明いたします。

具体的には、2 ページ目に記載しております。ここに記載してありますとおり、EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データに、性生活、性的指向又は労働組合に関する情報が含まれる場合には、当該情報について要配慮個人情報と同様に取り扱うこととすると記載しております。

3 ページ目を御覧ください。保有個人データについて、求められる規律についてです。3 ページ目後半にございますとおり、EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データについては、消去することとしている期間にかかわらず、保有個人データとして取り扱うこととすると記載しております。なお、その他の個人データの取扱いと同様、「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの」に該当する場合には、「保有個人データ」から除かれる旨、記載しております。

4 ページ目を御覧ください。利用目的の特定、利用目的の制限について求められる規律を記載しております。具体的には、4 ページ後半の文章の固まりの第 2 段落にございますとおり、個人情報取扱事業者が、EU 域内から充分性認定に基づき個人データの提供を受ける場合、法第 26 条第 1 項・第 3 項に基づき、EU 域内から当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録することとしております。同様に、EU 域内から充分性認定に基づき個人データの提供を受けた他の個人情報取扱事業者から、当該個人データの提供を受ける場合、当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録することとしております。これらのいずれの場面におきましても、個人情報取扱事業者は、確認し、記録した当該個人データを当初又はその後提供を受ける際に特定された利用目的の範囲内で利用目的を特定し、その範囲内で当該個人データを利用することとしております。

6 ページ目を御覧ください。外国にある第三者への提供の制限について、求められる規律を記載しております。具体的には、EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データを外国にある第三者に提供するに当たって、まず、本人からの同意に基づいて提供する場合には、本人が同意に係る判断を行うために必要な移転先の状況についての情報を提供した上で、あらかじめ外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ることとするとしております。また、本人同意に基づく場合以外でも、下記の①～③に該当する場合には、外国にある第三者に提供することができます。①と③につきましては、これまでの取扱いと異なるところではございませんが、②について、個人データの提供を受ける第三者との間で、当該第三者による個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、本ガイドラインを含め個人情報保護法と同等水準の個人情報の保護に関する措置を連携している場合としております。また、適切かつ合理的な方法は、契約、その他の形式の拘束力のある取決め又は企業グループにおける拘束力のある取扱いであることを明記しております。

7 ページ目を御覧ください。最後に、匿名加工情報について求められる規律を記載しております。

具体的には、8 ページに記載がございます。EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報については、加工方法等情報を削除することにより、匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り、匿名加工情報とみなすとしております。

本ガイドライン案の説明は以上となります。

本ガイドライン案については、本日御審議いただいた上で、御了承が得られれば、パブリックコメントの手续に進めさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を願ひします。

熊澤委員、願ひします。

○熊澤委員 御説明ありがとうございます。年末年始にかけて、短期間によくガイドラインをまとめていただきました。

日EU間での相互認証が実現しても、本ガイドラインによって国内の利用者の活動が阻害されるようでは本末転倒となりかねません。そのようなことにならないように、パブリックコメントを踏まえつつ、必要に応じて実務的なQ&Aを作成することでしっかりと対応していきたいと考えています。今後も事業者に対する説明をしっかりとやって、うまく実行されるようになればいいと考えています。

以上です。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

このガイドライン案の策定は、EUとの相互認証に向けて昨年来続けてきまして、事務局には大変な御苦勞をおかけしてきたところでありまして、いよいよ最終局面に来ていると言ってもいいかと思ひます。

引き続き事務局には大変御苦勞をおかけしますが、よろしく願ひしたいと思ひますし、各委員においてもこの問題については十分にほかの方に認識していただくよう努力していただきたいと思ひます。ありがとうございます。

それでは、ほかに特に御意見がありませんので準備が整い次第、この案でパブリックコメントにかけたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように取り扱ひます。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議は閉会といたします。

的井総務課長から、今後の予定について説明を願ひします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、2月23日、金曜日の14時30分から開催の予定でございます。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取扱いさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○堀部委員長 どうもありがとうございました。